

いばらき

農業委員会だより

第186号
令和6年9月発行



令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を、令和7年3月までに策定することが法定化されました。

地域計画策定のための

地域ミーティングを開催



農業委員会では、目標地図の素案を作成するなど、市と役割分担を行いながら、地域の皆様と連携し地域計画の策定に取り組んでいます。

農業委員会では、令和5年度に農地の利用意向等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を反映した地図を作成し、市では、市街化調整区域内の45地区で地域計画を策定すべく、令和6年3月から、地域ミーティング（集落座談会）を順次、開催しているところです。

地域計画の策定は、地域の農地をどう守り、次の世代に引き継ぐのか、地域の農業者で話し合い、10年後の地域農業の目指すべき姿を明確にする、非常に重要なものではありませんが、同時に、ひとりで考え悩むのではなく、後継者問題等の様々な不安を、地域全体で共有し、解決するための場でもあります。

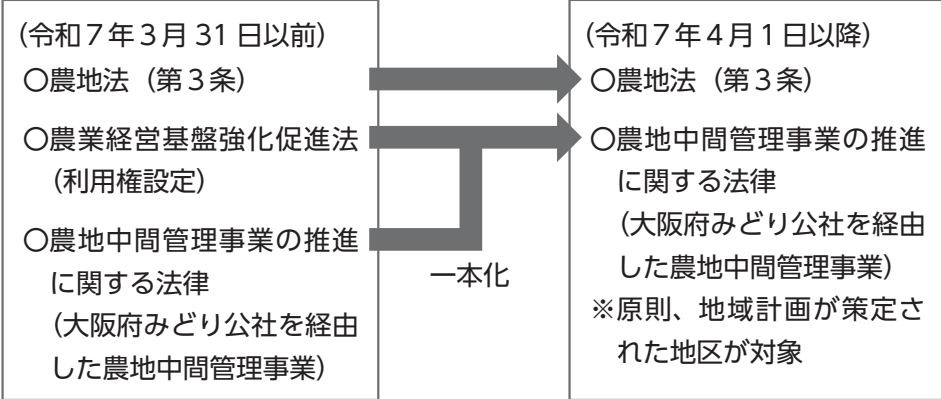
ぜひ、前向きに地域農業の将来を考えてください。

地域ミーティング Q&A

地域ミーティングでご質問があった内容をご紹介します。

- Q1** 相続税納税猶予の適用を受けている農地も、大阪府みどり公社（農地中間管理機構）を経由して人に貸せますか？
- A** 納税猶予の適用を受けたままで、府みどり公社を経由した貸借が可能です。
- Q2** 現在、利用権設定（貸し手と借り手の相対による貸借）で貸借中ですが、令和7年4月以降は、相対の効力もなくなりますか？
- A** 現在の利用権設定の契約期間中は、有効です。
- ただし、令和7年4月以降に期間が満了する場合は、府みどり公社による貸借に切り替える必要があります。

農地の貸借手続変更のフロー図



令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、利用権設定（貸し手と借り手の相対による貸借）手続が廃止され、農地の貸し借りが農地中間管理機構（大

令和7年4月から
農地の貸借方法が変わります

阪府みどり公社）を経由した貸借に一本化されました。さらに、この貸借方法を活用できるのは、地域計画が策定された地区となるため、注意が必要です。

農地法に基づく農地の売買や貸借の手続は従来どおりです。

なお、令和7年3月末までは経過措置として、利用権設定の新規及び更新の契約は可能ですが、**手続上、利用権設定の受付は令和7年2月中旬までとなります。**

また、利用権設定廃止後に終期を迎える契約は、設定した期間満了日まで有効となります。

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、公的機関である農地中間管理機構が、農地を貸したい所有者と、農地を借り受けて規模拡大を考えている担い手農家等の間に入って手続を行います。

対象は、市街化調整区域内（令和7年4月以降は地域計画策定地区）の農地です。なお、地域計画策定後は、地域計画の「担い手一覧」に記載された人に対して機構が貸し付けを行うこととなります。

農地の貸借期間は、原則5年以上となり、貸付期間終了後は、トラブルの心配もなく、確実に農地が戻ります。

第48回 茨木市農業祭
11月23日・24日開催

当日は、農林産物品評会や展示販売、各種アトラクション等を予定しています。
皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。

開催日時 11月23日（祝）
午前9時～午後4時
11月24日（日）
午前9時30分～午後3時

会場 中央公園グラウンド



遊休農地解消に向け
農地パトロールを実施

農業委員会では、遊休農地の状況等を把握するため、毎年、市内全域の利用状況調査を実施しています。

今年度も8月下旬から9月にかけて、農地パトロールを実施します。

農業委員及び農地利用最適化推進委員が、それぞれの担当地区を巡回し、全ての農地の利用状況を調査しますので、適正な農地の管理をお願いします。

調査の際には、農地に立ち入ることもありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

令和6年度 茨木市農林業施策

茨木市では、令和6年度農林業関連事業費（農業委員会経費を含む。）として、2億8,303万5千円の予算を確保し、次の事業を実施いたします。
なお、主な事業は次のとおりです。

1 農業生産基盤の整備（3,090万3千円）

水路や農道などの生産基盤施設の改修維持工事、茨木市農業協同組合等が実施する施設整備に対する補助を行います。

2 経営所得安定対策の実施（88万3千円）

水田活用や畑作物に対する直接支払交付金など、経営所得安定対策の事務を実施します。

3 農の担い手の確保・支援（1,669万3千円）〔拡充・新規〕

国の事業を活用した新規就農者支援を拡充することや、地域農家制度と就農支援塾あぐりばの運用により、担い手の育成を図ります。



4 まちと里山の交流、農のPR（565万円）

農業祭や援農の募集等を通じたまちと里山の交流、農のPRに努めます。

5 有害獣対策の実施（336万8千円）〔増額〕

猟友会との協働による捕獲活動の実施や、侵入防止柵設置等に対する補助を継続実施します。

6 安心・安全な農産物栽培への支援（237万8千円）

府と連携したエコ農産物栽培認定などのほか、れんげ米栽培やれんげ栽培の取組に助成します。また、土づくり等栽培に対する市独自助成も継続します。

7 地域計画策定の推進（1,595万円）〔新規〕

地域計画策定に向け、地域での話し合いを実施し、目標地図等の作成を進めます。

8 遊休農地の解消（138万円）

農業委員会と連携し、実態や意向の調査及び指導を継続実施します。
また、市の地域農家制度や農地中間管理機構などを活用した利用権設定を推進するほか集落営農組織への農業機械の貸与支援や遊休農地を優良農地へと借り手が復旧する活動を支援します。

9 ため池防災・減災事業や清掃に対する補助（2,580万3千円）

府営事業により老朽化したため池の改修（4か所）を行うほか、水草処理やごみ処分に対する補助を継続実施します。

10 農地多面的機能支払交付金事業（106万4千円）

市内2地区で、農業者等による農道、水路等の維持保全活動と併せて実施する景観保全活動に対する補助を行います。



11 森林整備の推進など（2,217万3千円）

国からの譲与税を活用し、森林ボランティアグループが行う森林整備に対し補助を実施するほか、林道の保全を実施します。

12 市民参加による里山保全の推進（249万6千円）〔拡充〕

森林環境サポーター養成講座の開催や、企業ボランティア等による森づくりを支援するなど、森林保全整備に努めます。



相続税納税猶予を受けるには
適格者証明書が必要です。

1 申請は、余裕をもって
証明書の発行には、書類審査、現地確認等に一定の事務処理期間が必要となります。

2 耕作以外の利用は、対象外
申請地の一部を農業用倉庫などの農業用施設として使用している場合（作付けができない場合）、その部分は対象となりませんので、申請面積から除外してください。

3 農地以外の利用は対象外
速やかに是正を
農業用施設と認められる場合を除き、農地として利用されていない部分（無断転用、耕作放棄地等）がある場合、その農地（筆全体）については、証明できません。速やかに農地に復元し、耕作を開始してください。

農地を相続した場合に相続税額の納税を猶予する制度があります。相続税納税猶予の特例を受けるには、税務署への申告に農業委員会が発行する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要になります。適格者証明書の申請に当たっては、次のことに留意してください。

また、内容等の確認を行い、調整すべき事項が発生した場合は、更に期間を要することがあります。税務署への申告期限間際の申請には、対応できないこともありますので、余裕をもって申請してください。

2 耕作以外の利用は、対象外
申請地の一部を農業用倉庫などの農業用施設として使用している場合（作付けができない場合）、その部分は対象となりませんので、申請面積から除外してください。



農業者年金に加入して
安心で豊かな老後を！

積立方式（確定拠出金型）の年金で少子高齢化時代でも安心の制度です。

- 加入要件は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方（60歳以上65歳未満の方で国民年金任意加入者）
- 保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で千円単位で自分で選べ、いつでも見直しできます。
- 保険料の全額が社会保険料控除等の税制優遇措置を受けられます。
- 80歳までの保証がついた終身年金です。（80歳前になくなった場合、死亡一時金を遺族に支給します。）
- 認定農業者等要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります。

4 市街化区域は、生産緑地が対象
市街化区域内の農地は、生産緑地に指定されていることが必要です。事前に市の都市政策課で生産緑地であることの証明を受けてください。

5 耕作地が対象
賃借権（旧小作権）が設定されている農地の所有者は、申請できません。

6 相続登記があればスムーズ
相続登記（相続人への名義変更）が完了している場合は、相続権関係の確認書類（遺産分割協議書等）

7 猶予が打ち切られる場合も
なお、納税猶予の適用を受けている期間に、特例適用農地を譲渡、転用又は耕作放棄等をした場合は、相続税納税猶予が打ち切られますのでご注意ください。

8 手続きや納税猶予制度の概要等、詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。

9 農業委員会への申請には、所定の証明書のほか、戸籍、印鑑証明書、土地の登記事項証明書などの添付が必要になります。